



2023年12月28日

各 位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 武井 保人
(TEL 03 - 5719 - 2180)

第40期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書等の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第40期（2023年9月期）有価証券報告書（自2022年10月1日 至 2023年9月30日）

2. 延長前の提出期限

2024年1月4日（木曜日）

3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年1月31日（水曜日）

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2023年10月16日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」、2023年10月24日付「2023年9月期決算発表の延期に関するお知らせ」及び2023年11月21日付「（開示事項の経過）第三者委員会に対する委嘱業務追加に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社の元代表取締役である島岡潤氏及び元取締役山川太郎氏が、当社子会社における新規事業参入にあたって第三者に不正に金品を供与したと疑われる行為及びこれに関連する不正な行為を行った疑いがあること（以下「本件疑惑」といいます。）から、当社は、事実関係の正確な把握のために、外部専門家から構成される第三者委員会を設置いたしました。その後、再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引について、当社の取引先から、取引先の税務調査において当該取引の目的物の実在性に関する重大な問題及びその類似事案に係る疑い（以下「本件追加疑惑」といいます。）があり、第三者委員会には本件疑惑に加え、本件追加疑惑等の調査も委嘱し、現在も調査を継続しております。

第三者委員会からの調査報告書の受領は、早くとも2024年1月中旬を予定しており、現時点において第三者委員会の調査報告が2023年9月期通期連結業績に与える影響が不明であります。第三者委員会の調査結果とそれを踏まえて監査法人による監査手続きが必要であることを勘案いたしますと、金融商品取引法第24条第1項の提出期限であります2024年1月4日に第40期有価証券報告書を提出することは困難な見通しとなりました。

以上から、当社は企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に基づき、当該有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上